2　法第十七条第三項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	都道府県の	町村の
第十九条第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	都道府県である	町村である
第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	町村又は
第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	市町村	市町村（町村を除く。）
第九十四条第五項	都道府県である	町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）である
第九十六条第三項	都道府県が	町村が

第四条の二第二項中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改める。

第六条第四項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第二十六条第二項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同条第三項中「から第三項まで」を「、第二項又は第四項」に改める。

第二十八条第二項、第三十条、第三十四条の三第二号及び第三十八条の四第二号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第三条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三号中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は市長」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）

第四条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第一条　都市公園法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める技術的基準は、次条及び第二条に定めるところによる。

第三条中「都市公園法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第六条の見出しを「（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一　前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合

第六条第一項第二号イからハまで以外の部分を次のように改める。

前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合

第六条第一項に次の二号を加える。

三　屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

四　仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合

第六条第二項及び第三項を次のように改める。

2　地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3　地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第六条に次の三項を加える。

4　地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5　地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6　国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第五条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第十八条第一項又は第十九条第一項の許可」を「第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による届出」に改める。

第九条第四号中「若しくは第四項」を削り、同条第五号中「第十八条第一項又は第十九条第一項の許可」を「第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による届出」に改め、同条第六号中「勾配」を「勾配（こう）」に改める。

第十五条第一項の表第十八条第一項の項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項の表第八十五条第二項の項及び第八十五条第三項の項中「第十八条第一項の許可」を「第十八条第二項の規定による届出」に改める。

第十八条第一項の表第三十四条の三第二号の項、同条第二項の表第三十四条の三第二号の項及び同条第三項の表第三十四条の三第二号の項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第六条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の七第二項及び第三十九条の四第三項中「市町村又は同法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うもの」を「都道府県、町村又は同条第二項に規定する緑地管理機構」に改める。